

## 平成22年度 事業の経過

狭山事件再審弁護団（東京）から依頼された「潜在指紋検出（ニンヒドリン法）と呈色反応物の還元消去処理を受けた封書に残る“ブルーブラック・インク”と“青色ボールペン・インク”の識別同定」（特別寄付事業・昨年度より継続）および文化財建造物保存技術協会（東京）から依頼された「広島市指定重要有形文化財“東照宮唐門装飾物”の彩色に使用された顔料分析」（特別寄付事業）を実施した。

### 1. 潜在指紋検出（ニンヒドリン法）と呈色反応物の還元消去処理を受けた封書に残る“ブルーブラック・インク”と“青色ボールペン・インク”の識別同定

本調査は、当該弁護団が予定している事実調べ請求書に化学的根拠があることを専門的知見から疎明するためのものであり、X線分析顕微鏡による非接触・非破壊検査によって封書に残る文字が“ブルーブラック・インク”で書かれたものか、あるいは“青色ボールペン・インク”で書かれたものか識別することができた。

### 2. 広島市指定重要有形文化財「東照宮唐門装飾物」の彩色に使用された顔料分析

本調査は、現在、保存修理中の広島市指定文化財「東照宮唐門」を装飾している扁額および虹梁上彫刻の彩色を施すにあたって、建設当時（慶安年間／1648 - 1652年）の彩色技法を再現するためのものであり、RI 蛍光X線非破壊分析装置およびX線分析顕微鏡によって、これらの彩色に使用された顔料を推定した。